



本市では、消費生活における被害の未然防止や安全の確保のため、悪質商法・契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務についての相談などを受け付けています。消費生活で、少しでも不安なことがあれば、すぐに消費生活センターへご相談ください。

特殊詐欺撃退機器購入費補助事業 ID 1018845

- ▼内容 防犯機能付き電話機など(特殊詐欺撃退機器)の購入費用の一部を補助。
- ▼対象 市内在住の65歳以上の人。
- ▼補助金額 購入費用の4分の3(最大1万円)。
- ▼その他 支給条件など、詳しくは、市庁舎を閲覧になるか、消費生活センター☎(616)1561へ。

消費生活センター ID 1004907

- ▼電話相談受付時間 午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝休日は午後4時30分まで)。
- ▼相談専用電話番号 ☎(616)1547。
- ▼その他 詳しくは、46ページをご覧ください。

成年年齢が18歳に引き下げられます ID 1027179

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳になります。18歳(成年)になると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。

契約をする際は、細心の注意を払い、慎重に契約をすることが大切です。市庁舎では、若者に多い消費者トラブルなどを紹介していますので、ご覧ください。